

介護保険 要介護認定調査の事業委託に係る協定書 の締結について(締結変更依頼)

1 個人情報保護に関する特約条項の変更

個人情報の保護に関する法律が改正され、地方公共団体に適用されることにより、令和5年4月1日をもって江戸川区個人情報保護条例が廃止されます。令和5年4月1日より国の個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第5号)が適用となるため、文面の変更箇所があります。

2 認定調査委託料の改訂

- ◆在宅の認定調査1件当り 4,000円+消費税⇒5,000+消費税
 - ◆施設の認定調査1件当り 2,300円+消費税⇒3,300+消費税
- 令和5年4月1日調査依頼分より(新)委託料を適用します。
3月までの依頼分と、4月からの依頼分で請求書を分けてください。

3 協定書作成依頼通知

令和5年3月15日発送予定

令和5年4月14日返送〆切

※お忙しいとは存じますが、ご理解、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

(注)令和5年3月の第1回区議会定例会での予算成立を前提としております。状況によっては、中止となる場合もございますので、ご了承ください。

★介護保険課 認定係★

【住まいの改造助成では認められていない主な内容】

介護保険課 給付係

項目	住まいの改造助成制度の対象外内容
手すり	①台所に行くため (*1)、その動線となる廊下に手すりを設置したい。 ②2階に物干しに行くため (*1)、階段に手すりを設置したい。
段差解消	①躊躇やすい段差を解消したい。 (※例示：室内階段（段差：15cm）の昇降動作が可能な方） この例示の場合、室内階段の段差15cmは足を擧げることができ、また連続動作となる昇降が可能であると判断します。
床材変更	①畳では「躊躇」なので、フローリングにしたい。 ②玄関外が飛び石になっており「躊躇」可能性があるので、舗装したい。
浴槽交換	①跨ぎ動作が困難であるため、低浴槽にしたい。
便器	①便器の位置を変えたい。

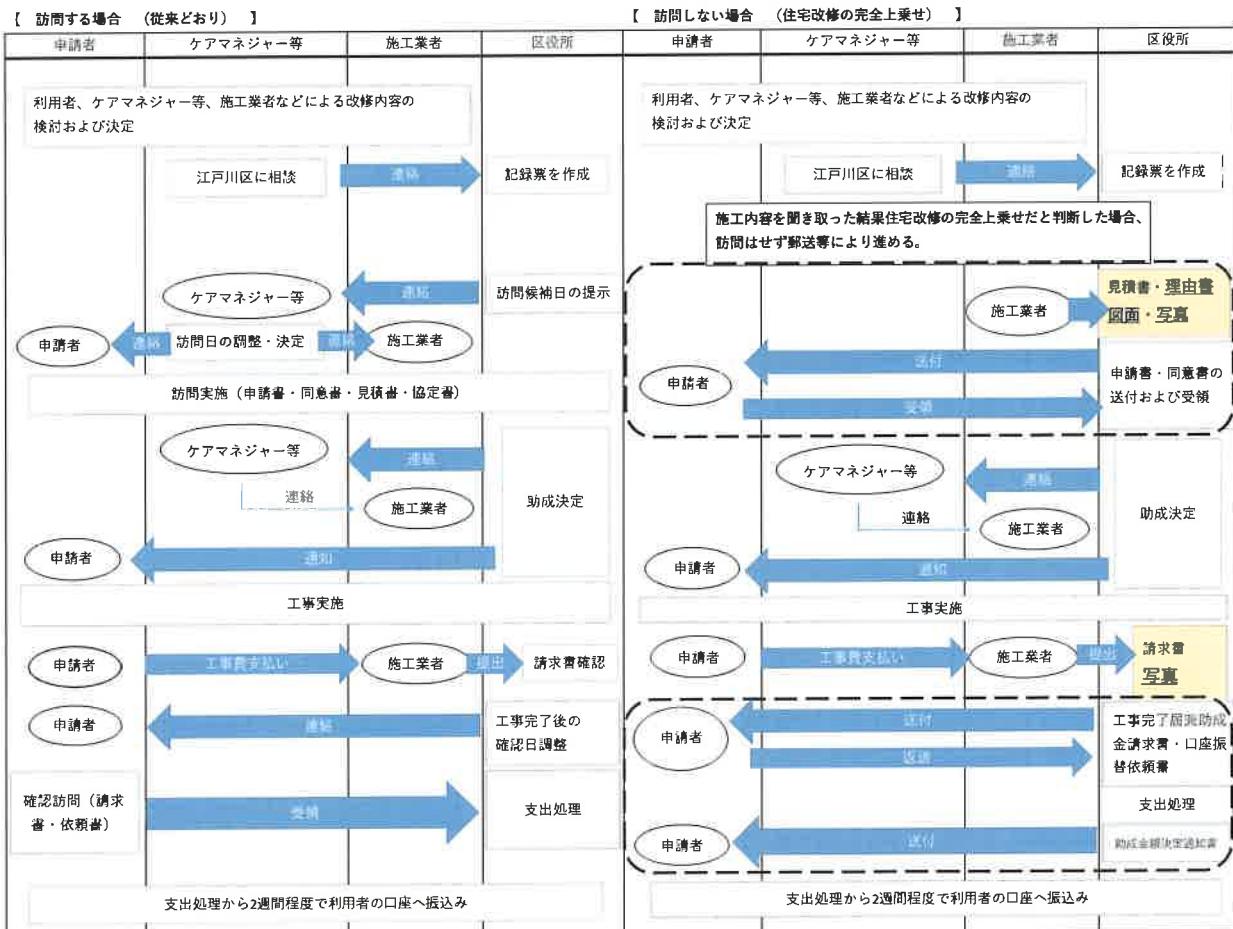
*1：台所・物干しは住まいの改造助成では生活動線としているため助成対象外

その他、マンション等の共用部分・老朽化や故障による工事・リフォームや増改築、新築、対象者の身体状況と工事内容が合っていないと江戸川区が判断したもの

【必ず訪問する改修】

1. 介護（予防）住宅改修を使い切っている場合
2. 浴槽交換（※）
3. 階段昇降機（※）
4. 段差解消機設置のための土台工事
5. 電話での聞き取りでは判断し難い工事
(※3. 4は設置基準を満たしていない場合は相談の時点で断る可能性あり)

手続きの流れ～変更点について～



虐待対応の流れについて

～ 受付から虐待対応開始まで ～

篠崎 熟年相談室 きく
桑原 誠一

1

「高齢者虐待」の捉え方

高齢者虐待防止法による定義 高齢者虐待防止法では、「高齢者」を65歳以上の者と定義しています（第2条第1項）。ただし、65歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又はその他 養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者については、「高齢者」とみなして養介護施設従事者等による虐待に関する規定が適用されます（第2条第6項）。また、高齢者虐待を、①養護者による高齢者虐待、及び②養介護施設従事者等による高齢者虐待に分けて次のように定義しています。

2

ア. 養護者による高齢者虐待

養護者とは、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」とされており、金銭の管理、食事や介護などの世話、自宅の鍵の管理など、何らかの世話をしている者（高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等）が該当すると考えられます。また、同居していないくても、現に身辺の世話をしている親族・知人等が養護者に該当する場合があります。

3

イ. 養介護施設従事者等による高齢者虐待

老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する職員が行う次の行為とされています。

4

虐待対応の留意事項

その1 虐待に対する「自覚」は問わない

その2 高齢者の安全確保を優先する

その3 常に迅速な対応を意識する

その4 必ず組織的に対応する

その5 関係機関と連携して援助する

その6 適切に権限行使する

その7 記録を残す

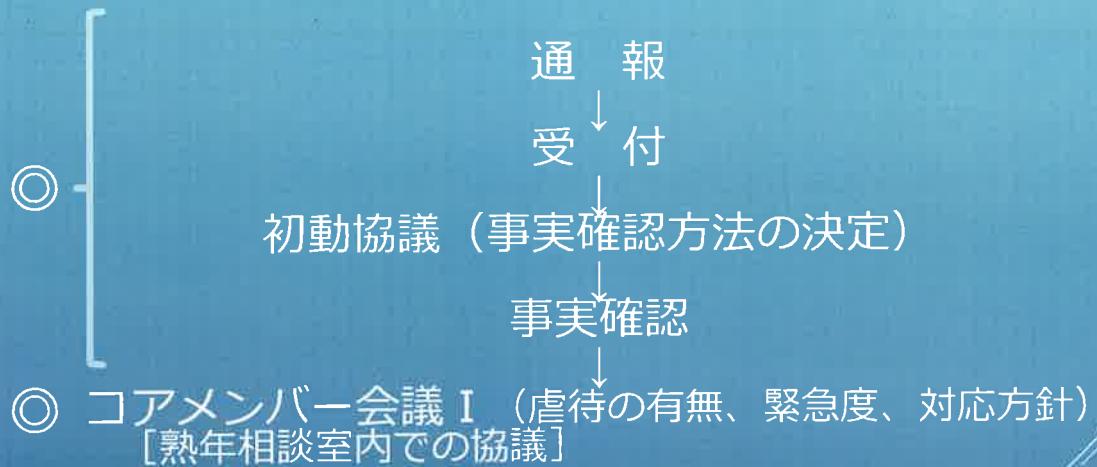
5

虐待の種類

- i 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ii 介護・世話の放棄・放任：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。
- iii 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- iv 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- v 経済的虐待：養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

6

虐待対応の流れについて



7

虐待対応の流れについて

受付から事実確認まで

8

通 報

区または最寄りの熟年相談室へ。



通報者からの聞き取り



基本情報シート・
リスクアセスメントシート・
虐待種別シートの作成

9

初動協議

初動協議の開催



受付シートの作成



事実確認方法の決定の実施

10

初動協議

- 受付時の状況の共有
- 事実確認方法の決定

11

事実確認

事実確認の実施



事実確認シート・リスクアセスメント
シートの作成

12

虐待対応の流れについて

事実確認後の対応

13

コアメンバー会議 I

コアメンバー会議 I の開催



リスクアセスメントシート・
コアメンバー会議 I シートの作成

14

コアメンバー会議Ⅰ

- 虐待の有無の判断
- 緊急度の判断
- 対応方針の決定
- 役割分担の決定

15

ご清聴ありがとうございました。

16

養護者による虐待（集団指導）

令和5年3月

江戸川区福祉部介護保険課
高齢者擁護係 山本 晃弘

1

高齢者虐待とは…①

高齢者虐待防止法

- 「高齢者」を65歳以上の者と定義（第2条第1項）
- 65歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又はその他養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者については、「高齢者」とみなして養介護施設従事者等による虐待に関する規定が適用される（第2条第6項）

介護保険法

- 地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の一つとして、区市町村に対し「被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業」の実施が規定されている（第115条の45第2項第2号）

老人福祉法

- 区市町村による権限行使 等

2

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待を次のように定義

「養護者による虐待」と「養介護施設従事者等による虐待」

養護者 ▶ 高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの

養護者 = 何らかの世話をしている人 (家族、親族、同居人等)

金銭
管理

通院
同行

服薬
管理

食事
支援

鍵の
管理

ごみ
出し

養介護施設従事者等

▶ 「養介護施設（特養・老健ほか）」

又は「養介護事業（ケアマネジャー・ヘルパーほか）」の業務に従事する職員

3

虐待の種類

(1) **身体的虐待**

身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること

(2) **放棄・放任**

衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること

(3) **心理的虐待**

著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

(4) **性的虐待**

わいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること

(5) **経済的虐待**

財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

4

令和3年度 江戸川区の高齢者虐待対応状況

1 養護者による虐待

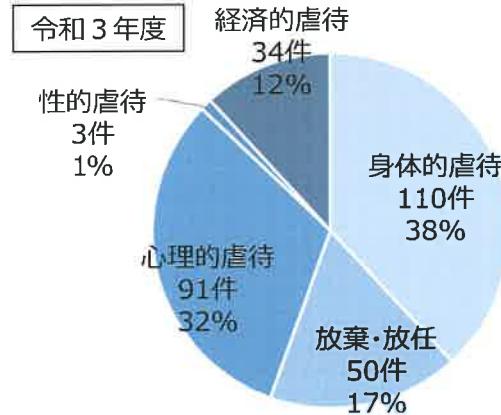
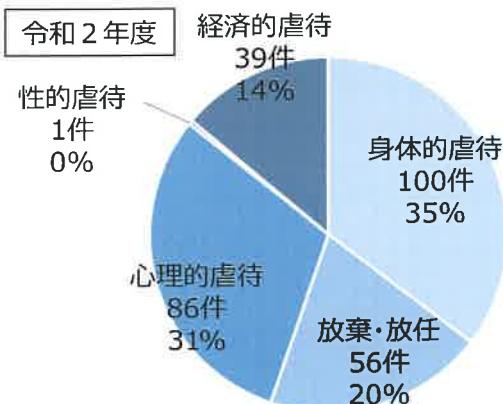
(1) 虐待の受理状況

事実確認の結果、令和3年度は、このうち189名を虐待ありと判断した。

【参考】令和2年度 185名



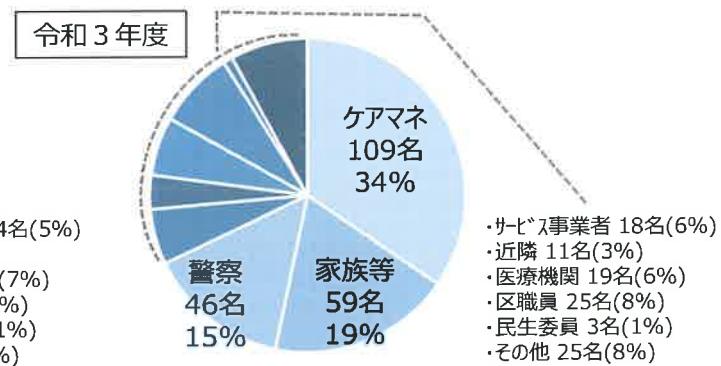
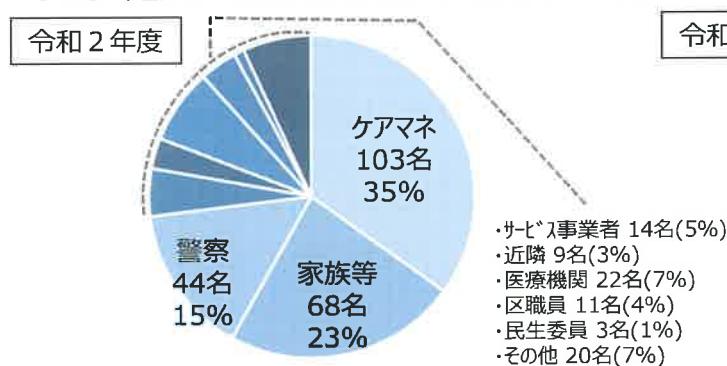
(2) 虐待の内容別 (複数該当あり)



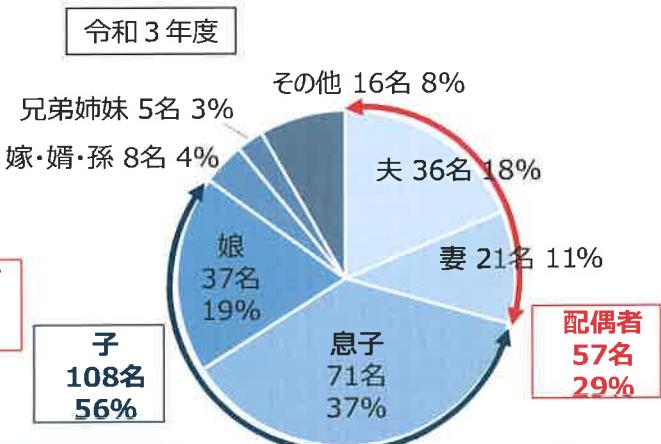
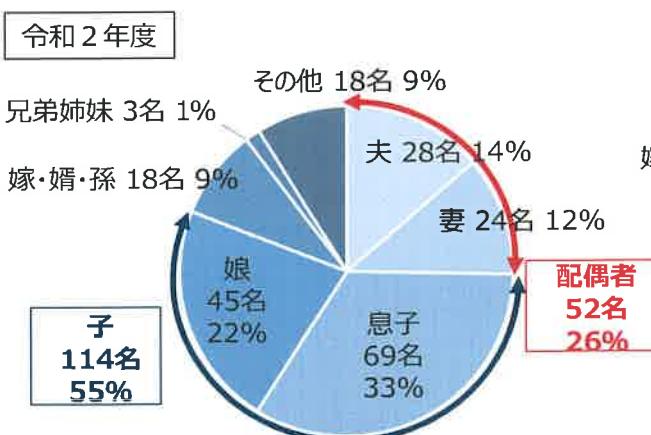
○主に身体的虐待（暴力）を受けたうえで、心理的虐待（暴言等）を重複して受けているケースが多い。

5

(3) 通報・相談者の割合 (複数該当あり)



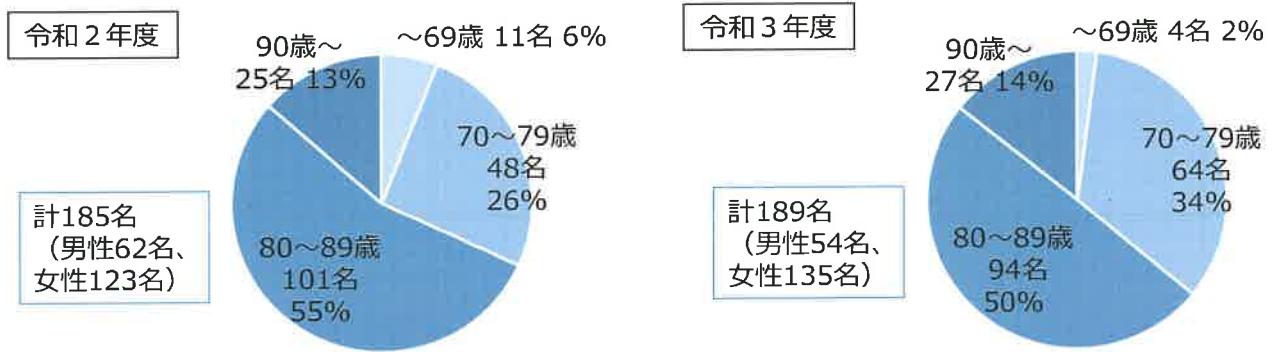
(4) 虐待者の割合 (複数該当あり)



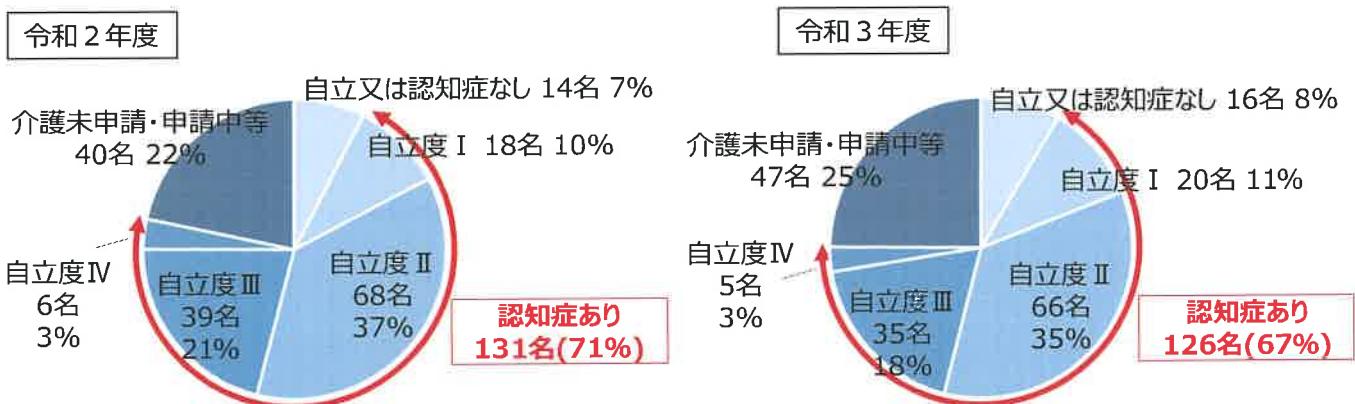
○配偶者（夫・妻）または子（息子・娘）による虐待が8割以上を占める。

6

(5) 被虐待者の年齢、性別構成



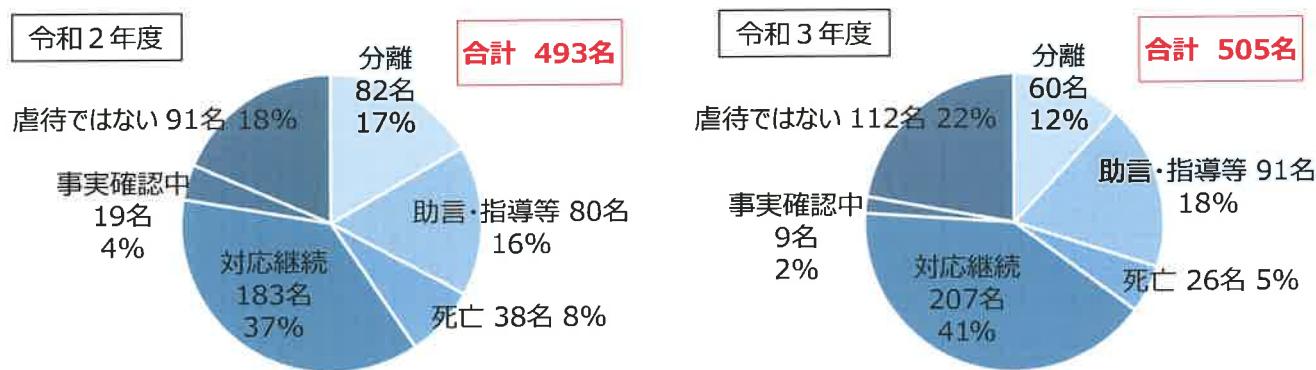
(6) 被虐待者の認知症の状況（新規受付時）



- 被虐待者の約半数が80歳代であり、9割前後（介護未申請・申請中等を除く）が認知症状態である。
- 被虐待者の高齢化が進み、介護負担が重くなっている背景がある。

7

(7) 対応状況



※死亡…病死・自然死であり、虐待が直接の原因となった死亡ではない。

8

高齢者虐待防止リーフレットについて

9



- ▶ 令和4年11月作成
- ▶ 熟年相談室や
サービス事業者等の
関係機関に配布

10

虐待とはこのような行為です ～具体的な例と気づきのサイン～

高齢者虐待には5つの種類があります

身体的虐待

暴行などで、身体に痛みや后みを負わせること。必ずしも暴力でなくすること。

【具体的な例】

- 叩く、蹴る、蹴る、こする、
- 杖や竹子、ベッドなどに頭りつける、
- 褥層に叩き込む、
- 殴打やひねる、
- 押しやり食べさせる、

【主なサイン】

- 身体に擦れやあざ、火傷のあとがしびしばれる、
- 奥に上げたり、頭がさたりする、
- 顔やあざの脱色のひじひざが合はない、

放棄・放任(ネグレクト)

食事や入浴、洗濯、排泄などの世話や介助をほとんどしない等によって、生活障害や身体・精神状態を悪化させること。

【具体的な例】

- 食事や水分を十分に与えない、
- 奥に上げたり、頭がさたりする、
- 不適な住環境で生活させせる、
- 必要な医療をさせない、
- 介護・看護サービスを提供させない、

【主なサイン】

- 身体からの異常、元気がひどい、肌、爪が伸びて大きい、
- 過度に空腹を訴える、栄養状態が悪い、
- 糞尿だけが残してお風呂で入浴をさせない、

心理的虐待

脅しや脅迫等の言葉や態度、蔑視、嫌がらせなどによって、精神的苦痛を与えること。

【具体的な例】

- 罵詈、
- ゆのしる、
- 罵口をうる、
- わざと物投げる、

【主なサイン】

- おげえる、のめく、のぬく、ぬなどと罵被がられる、
- かまむしり、かみつき、ゆすりなどがりられる、
- 人罵、あざけめ、ねげやりな様子になる、頭の毛髪がなくなる、

経済的虐待

本人の同意なしに財産やお金などを使うこと、また、金銭の使用を理由なく制限すること。

【具体的な例】

- 車や貴重を盗む、
- 南北に財産や財物を割り、売却する、
- 日常生活に必要な生活費を貰えない、使わせない、

【主なサイン】

- 自分で使えるお金がないと訴える、
- 介護・看護サービスの利用料や生活費の支払いができない、
- 衣服を泥られたと訴える、

性的虐待

物理的
わいせつなことをしたり、させたりすること。

【具体的な例】

- キス、竹棒への接觸、性交を強要する、
- 裸にする、
- わいせつな話をすると、強制を強いる、

【主なサイン】

- 肛門や性器などに出血や腫みがられる、
- 人に拒絶するのをためらう、
- ひと目を離すと一人で過ごす時間が増える、

- 虐待 5 類型 -

身体的虐待

放棄・放任 (ネグレクト)

心理的虐待

経済的虐待

性的虐待

11

気づかずには「虐待」をしていることも



「虐待している」という自覚がないことが多い

不適切な対応例を分かりやすく掲載

12

高齢者虐待防止に関する法律

平成17年11月、高齢者の虐待防止や被虐者に対する支援などを定めた「高齢者虐待の防止、高齢者の被虐者に対する支援等に関する法律」が成立しました。平成18年4月から施行されており、主な内容は下記のとおりです。

①高齢者虐待の定義

「被虐者」を65歳以上の者と定義しています。

②通報義務

虐待を受けたと見われる高齢者を見たときは、速やかに市区町村に通報することを義務づけています。



③通報等を受けた場合の対応

通報を受けた市区町村は、高齢者の生活又は身体に重大な危機が生じているおそれがある場合には、地域包括支援センター(地域保健センター)の職員が高齢者の日常生活に立ち入り、必要な監視又は質問をさせることができます。また、虐待を受けている被虐者は一時的に保護するための措置などを講ずることとしています。

④被虐者に対する支援

市区町村は被虐者の負担を減らすため、被虐者に対する相談・指導及び助言を行うこととしています。また、緊急の必要がある場合は、被虐者を緊急入所させるために必要となる収容を確保するための措置を講ずることとしています。

熟年相談室の役割

熟年相談室(地域包括支援センター)は、熟年の方の暮らしを地域で支えるための認合相談窓口です。

江戸川区から委託を受け、高齢者虐待の防止や早期発見、被虐者の支援を行っています。主な内容は下記のとおりです。

●相談・指導及び助言

●通報又は届出の受理

●高齢者の安全の確認、通報又は届出に係る事実確認のための措置

●被虐者の負担軽減のための措置

高齢者を支えるみなさまへ

①相談しましょう

介護の悩みや疑いをひとりで抱え込まず、誰かに相談してみましょう。熟年相談室の職員は、いろいろなノウハウをもっているので、相談していただければ一歩に考え方。

②自分をいたわる心を忘れずに

●完璧な介護を求めないようにしましょう。

●十分休憩をしましょう。

・ひとりで抱えていると、悩みごとなどが頭から離れず、ストレスが大きくなることもあります。地域の活動に参加したり、家族や友達と会話をすることで良い気分転換になります。

・自分 자신의 힘を頼り、隣の活動をしたり、好きなことをして気分転換をしましょう。

③介護サービスを活用しましょう

●デイサービスやショートステイなどの介護サービスを利用することで、介護者の暮らしを守るためにサービスを上手に使ってください。

●介護サービスの利用やその他の各種サービスの利用については、熟年相談室や区役所に相談してください。

虐待予防・発見のためのチェックシート

あてはまるものがあれば□にチェックしてください。

「身体的虐待」

□髪やあごの巻毛髪部の巻、眉や脛の巻毛。根元などなど。

□髪やあごの脱毛つじつまが合わない、説明できない、しない、隠す。

□衣物の自由度外出させない、家族以外の人と自由な会話の制限。

□睡眠や食事「食えた衣食、食に不安がある、寝食のいる場面といい場面で寝食が異なる。

□點の内容「怖い」「怖い」「囲まれる」「家にいたくない」など。

□文書のためらい関係者に詰すことを躊躇する、詰す内容が変化する。新たなサービス導入の拒否。

「心理的虐待」

□強制や威嚇強気な表情、投げやりな態度、強制、急な態度の変化。

□詐欺の内容「話したがらない、自分を否定的に話す「死にたい」「怖い」「恵まれる」などの発言。

□過剰な距離「不適切な距離、不規則な距離。

□業務に対する態度冷淡、横溝、無関心、立訛り、攻撃的、折ざ目的態度。

□乗合会への點の内容「早く死んでしまえ」などの舌目的な罵罵、コミュニケーションをとろうとしない。

「介護や世話の放棄・放任」

□台車物の詰め込み買物が増加する、槽部に乱臥になっている。不適切な冷蔵庫使用。

□衣服・着用の看護着の身着のまま、濡れたままの下着、汚れたままのシーツなど。

□身体の看護身体の異常、汚れたひどい便、衣類の看護、及び洗濯の爪。

□過剰な医療医療が望む診察をする。医療を勧めても行った気配がない。

□過剰な介護等サービス必要な介護サービスを利用しない、勤めても無視あるいは拒否する。

□痴呆者に対する態度親切の専門家とまとのを避ける、詰したがらない、筋肉的な態度、専門家に責任転嫁など。

□体重の減少急な体重減少、やせすぎ、痩食や過食など。

「経済的虐待」

□貯え「お金を取られた」「年金が入ってこない」などの悪意。

□生活状況「暮れと日常生活の大きな弱点、食べるものにも困っている、年金返済・預金過帳がないなど。

□文書のためらい介護サービスの利用費用が支障払えなくなる、サービスの利用をためらう等。

□本人許可のない金額利用本人に許可なく本人の過帳を管理する、金額を行使する。

「性的虐待」

□出血や傷の有無性暴力などの傷や出血、かゆみの訴え。

□強制や威嚇「おびえた表情をする。怖がる、人目を避けたがる。

□文書のためらい痴呆者に話すことをためらう、罰則を受けたがらない。

上記のような状態・兆候がある場合には地域の熟年相談室に通報してください。

『認知症を患っている方への対応心得』 「認知症の本人には自覚がない」は大きな間違い。

3つの「ない」

1. 言かせない
2. 思かせない
3. 自尊心を傷つけない

認知症の症状には、本人が最初に気づくことが多いようです。

認知症の人は何もわからないのではなく、誰よりも一番心配なもの、苦しいのも、嬉しいのも本人です。

根拠法である 高齢者虐待防止法 について

熟年相談室の役割に について

13

虐待類型ごとの チェック項目を掲載

訪問、相談時の際に 活用

14

【R5新規事業】介護サービス拒否者への支援

15

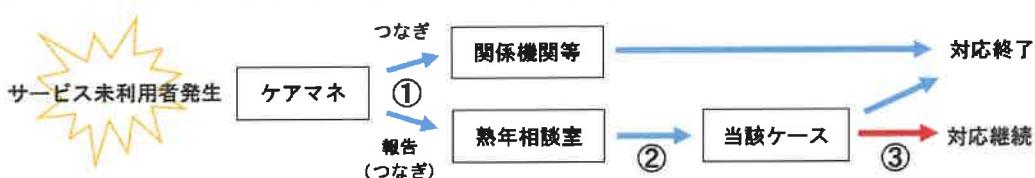
【R5新規事業】介護サービス拒否者への支援

1 事業概要 介護サービス拒否等によりサービスが途絶えた方に対するアプローチの仕組みを構築し、それに関わるケアマネジャーと熟年相談室への支援を行う。

2 背景課題 支援困難事例への対応は、関係機関連携のもとケースごとに対応しているところである。しかしながら、特に介護サービス拒否等によりサービスが途絶えた方に対する具体的な対応が明確化されず、つながりが途絶え把握が困難となるケースがある。

3 内容

- ①サービス未利用となったケースが発生した場合に、担当していたケアマネと熟年相談室が当該ケースの状況と今後の支援の必要性を情報共有し、初動協議を実施。
- ②ケアマネから報告を受けた熟年相談室から当該ケース（介護者）に連絡を入れる。必要に応じ、ケアマネと同行訪問などを実施し、支援を開始。
- ③熟年相談室は、状況把握後、改めて支援協議を実施し、支援の方向性を決定。



【支援策】ケアマネへの支援…5,000円/件 熟年相談室への支援…5,000円/件

効果

関係機関の支援・関わりを継続させることで、支援の狭間に落ちることを防ぐ。

16

ご清聴ありがとうございました。

要介護施設従業者等における 高齢者虐待の防止について

江戸川区介護保険課指導係

はじめに

要介護施設従業者等における高齢者虐待の件数は、全国的に年々増加しています。

虐待に至る背景としては、意図性・悪意性のあるものから、自覚や悪意を伴わないものまで様々です。

虐待を防止するには、従業者一人一人が「**何が虐待に該当するのか**」「**なぜ虐待が起こるのか**」を正しく理解することが大切です。

虐待防止に向けて、組織の運営体制や個々の認識を再度見直すようお願いします。

虐待防止研修が不十分、県と町が特養施設に特別監査 小野の殺人事件

福島県小野町の特別養護老人ホーム「つじの里」で入所者の女性が職員に殺害されたとされる事件で、福島県と小野町は16日、同施設に特別監査に入った。虐待防止の取り組みに関する職員への情報共有が不十分だとして、研修を徹底するよう、施設に指導した。

県と町の福祉担当の職員が、施設長や施設を運営する社会福祉法人理事長らに聞き取りをした。その結果、施設では入所者の虐待防止のための研修は行われていたものの、対面での研修ではなく、書類を回覧するだけで済ませていたことがわかった。

また、施設の規定では職員数は14人以上必要としていたが、現時点では10人だけで入所者に十分なサービスを提供できていない可能性があることもわかった。

県や町は、虐待防止研修の強化や職員の増員を施設に指導した。監査は今後も続けるという。

この事件では、殺人容疑で逮捕された施設職員〇〇〇〇容疑者(41)が 10 月 8 日夜～9 日朝、入所者の〇〇〇〇さん(当時 94)に暴行を加え、殺害した疑いが持たれている。

(朝日新聞 2022年12月18日)

「ストレスで」認知症女性に暴行、介護士を逮捕

○○○容疑者は調べに對し、「女性の左目を拳で殴った。職員同士の人間関係や仕事にストレスがあった」と供述しているという。

〇〇容疑者はこの日、泊まり勤務で、同僚には女性のあざについて、「ベッドの柵にぶつけた」と説明したという。女性の全身には打撲痕があり、同署は、〇〇容疑者が女性に日常的に暴行していた可能性があるとみて調べている。

(讀賣新聞 2014年7月23)

2

都調査に「虐待確認されず」と返答 東京・八王子 精神科病院

入院患者への暴行の疑いで看護師が逮捕された東京・八王子市の精神科病院が、東京都の調査に対し、「虐待は確認されなかった」と繰り返し答えていたことがわかった。八王子市にある精神科病院「滝山病院」をめぐっては、看護師らによる入院患者への暴行が発覚し、1人が逮捕されている。関係者によると、2022年5月、「滝山病院で虐待が行われている」という情報提供があり、都が、病院に電話で聞き取りをしたところ、「虐待を受けた患者は想定がついている」と返答。その一方で、「スタッフなどのヒアリングをしたが、虐待の事実は確認できなかった」と答えたという。都はその後、6月の定例検査のほか、9月と10月にあらためて聞き取り調査を行ったが、病院側はそのすべてで「虐待は確認できなかった」と繰り返していたという。都は、今後も立ち入り調査などを行う方針。

(FNNプライムオンライン2023年2月18日)

これらに共通すると思われること

逮捕に至るまでに、原因不明のアザやケガが繰り返しあったにも関わらず、当該職員も含めて、職員たちの「思い当たることがない。」の言葉だけで、原因不明の事故、利用者が自分で転んだ転倒事故等で終わらせていたのではないか。

↓
例えば、なぜこのような事故が起ったのか、職員が行った介助でできた可能性がないのか等も含めて、組織として検証を行う風土があったならば（アザがなかった時からアザを発見した間の介護の検証等）、このような虐待を防げたかもしれない、被害にあった入所者、犯罪者の職員も出なかつたかもしれない、とは思いませんか。

また職員の虐待によって、事業者が介護保険法の人格尊重義務違反に当たるとして、一部効力の停止や指定取り消しの処分を受けることもあります。事業所と職員を守るためにには、日頃から何をすべきでしょうか。

3



江戸川区養介護施設従事者 高齢者虐待の調査件数と認定件数

	調査件数	認定件数
令和3年度	14件	4件
令和4年度	16件	9件

4

高齢者虐待防止法の特徴

高齢者虐待防止法（平成18年4月1日施行）

【目的】

高齢者の尊厳保持、権利利益の擁護
 （※虐待者を罰するためのものではない。）

【範囲】

- ・**養介護施設従業者等による高齢者虐待**
 ⇨虐待対応は、区市町村、都道府県が行う。

- ・**養護者による高齢者虐待**
 ⇨虐待対応は、区市町村が行う。
 ⇨地域包括支援センター（熟年相談室）が専門機関として対応の中心を担う。

5

「養介護施設従業者等」の範囲

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従業者等
老人福祉法による規定	老人福祉施設 有料老人ホーム	老人居宅生活支援事業	
介護保険法による規定	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療型医療施設 地域密着型介護老人福祉施設 地域包括支援センター	居宅サービス事業 地域密着型サービス事業 居宅介護支援事業 介護予防サービス事業 地域密着型介護予防サービス事業 介護予防支援事業	「養介護施設」 または 「養介護事業」 の業務に従事する者

※サービス付き高齢者向け住宅は有料老人ホームに該当、また未届有料老人ホームであっても、有料老人ホームとみなして対応することになっている。

6

高齢者虐待の定義

高齢者虐待とは、「高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれること。」



高齢者に対する深刻な人権侵害

虐待をしている人の「自覚」「悪意」は問わない。
「いじめてやろう」「虐げてやろう」と思っているかどうかは、無関係。

高齢者が危険な状態におちいっていても、虐待の自覚がないことが多いのも特徴。

7

虐待の類型

虐待の種別	内容
1.身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
2.放棄放任 (ネグレクト)	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
3.心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
4.性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
5.経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

8

虐待の類型（具体例）

身体的虐待の具体例

① 暴力的行為

- ・平手打ちする、つねる、殴る、蹴る、外傷を与える。
- ・入浴時に熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。
- ・本人に向けて物を投げつけたりする。

② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為

- ・医学的診断や介護サービス計画に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。
- ・介護がしやすいように職員の都合でベッド等へ押さえつける。
- ・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。
- ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。

③ 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制

9

虐待の類型（具体例）

放棄放任（ネグレクト）の具体例

① 必要な介護や世話を怠り、生活・身体や精神状態を悪化させる。

- ・入浴しておらず異臭がする。髪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。
- ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。

② 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為

- ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。
- ・処方通りの服薬や治療食を提供しない、副作用が生じているのに放置している。

③ 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為。

- ・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。

④ 高齢者の権利を無視した行為またはその行為の放置

- ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何らかの予防的手立てをしていない。

10

虐待の類型（具体例）

心理的虐待の具体例

① 威嚇的な発言、態度

- ・怒鳴る、ののしる、「ここ（施設・居宅）にいられなくしてやる」などと言い脅かす。

② 侮辱的な発言、態度

- ・排泄の失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。
- ・日常的にからかったり、「死ね」など侮辱的なことを言う。
- ・排泄介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。
- ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。

③ 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度

- ・「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言う。
- ・他の利用者に高齢者や家族の悪口を言いふらす。
- ・高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。
- ・高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。

11

虐待の類型（具体例）

心理的虐待の具体例

④ 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為

- ・職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して本人のできることまで介助する。

⑤ 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為

- ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。
- ・理由もなく住所録を取り上げる等、外部との連絡を遮断する。
- ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会をさせない。

⑥ その他

- ・車椅子での移動介助の際、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。
- ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。
- ・入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影して他の職員に見せる。
- ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。

12

虐待の類型（具体例）

性的虐待の具体例

○本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要

- ・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。
- ・性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。
- ・わいせつな映像や写真を見せる。
- ・本人を裸にする。またはわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。
- ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のまま放置する。
- ・人前で排泄をさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。

13

虐待の類型（具体例）

経済的虐待の具体例

○本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること

- ・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。
- ・金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、おつりを渡さない）。
- ・立場を利用して「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。
- ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。

14

江戸川区における過去の虐待認定事例① どうしたらよかったです

不適切な身体拘束

【概要】

認知症のある利用者がコロナウイルス陽性者の居室に入ってしまうため、居室の外へ出ないよう、管理者が家族に電話で了解を得たことをもって、介護職員が利用者の居室を施錠していた。身体拘束適正化委員会は未開催、家族への説明や了解を得た記録、施錠を行っている際の介護記録もなかった。

【結果】

放棄放任（高齢者の権利を無視した行為）と身体的虐待で認定。身体拘束廃止未実施減算適用。

【原因・背景】

施設全体が高齢者虐待防止法、身体拘束についての正しい認識を持っていなかつた。

15

江戸川区における過去の虐待認定事例② どうしたらよかったです

不自然なアザを検証することもなく転倒事故と家族に説明

【概要】

家族は、施設から「自分で転んでぶつけてアザになった。」と説明を受けたが、不自然なアザがあり施設の説明に納得できないと区に通報が入った。事実確認開始時、施設は介護を担当した職員のアザができる際の説明に対して、何の検証も行っていなかった。その後、区の事実確認調査の結果、自分で転んだのではなく、担当職員による不適切な介護、暴言があったことが判明した。

【結果】

身体的虐待、心理的虐待で認定。（「放棄放任」でも認定する可能性も）

【原因・背景】

- ・職員の説明ではできない箇所にアザがあったにもかかわらず、事実確認を施設が怠っていた。
- ・施設は区に「虐待の疑い」として通報をしなかった。

16

江戸川区における過去の虐待認定事例③ どうしたらよかったです

利用者家族の「叩かれた」等の訴えを苦情で終わらせていた

【概要】

利用者が特定の職員から「叩かれた」、「甘えていると怒られた」と家族に訴えがあり、家族から事業者に伝えた。事業者は、苦情として職員に周知したが、特定された職員が否定したこと、利用者に認知症があることをもって、それ以上の検証を行わなかった。区の事実確認調査の結果、不適切なケアがあったことが判明した。

【結果】

身体的虐待、心理的虐待で認定。（「放棄放任」でも認定する可能性も）

【原因・背景】

- ・多くの職員は、当該職員の介護等に問題があると思っていたが、注意しても直らない、当該職員の指導を管理者に言ってもしてくれない、とあきらめてしまっていた。
- ・認知症のある利用者の尊厳について軽んじていた。
- ・苦情として扱うのみで、区に「虐待の疑い」として通報をしなかった。

17

養介護施設・事業所等の責務

養介護施設従業者等として特に把握しておくべきこと		
①	早期発見努力義務 (法第5条)	養介護施設従業者等は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見に努めなければならない。
②	通報義務 (法第21条)	養介護施設従業者等は虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合には、速やかに、区市町村に報告しなければならない。
③	通報者保護 (法第21条第7項及び第23条)	<ul style="list-style-type: none">通報等を行うことは、守秘義務に妨げられない。通報したことを理由として、不利益な扱いを受けない。通報した者を特定させる情報はもらされない。
④	虐待防止のための措置 (法第20条)	<ul style="list-style-type: none">養介護施設従業者等への研修の実施利用者又は家族からの苦情処理体制の整備その他従業者による高齢者虐待防止等のための措置

18

通報義務

通報義務 > 守秘義務（第21条）

「虐待が疑われる事実」を
把握した段階で、速やかに、
行政への相談・通報をお願
いします。

- 通報義務は、業務上の守秘義務、個人情報保護義務等よりも優先される。
- 「思われる」で通報できる（証拠、根拠は必要なし）

養介護施設従業者等による虐待



介護保険課指導係
TEL:03-5662-0892

養護者による虐待



介護保険課高齢者擁護係
TEL : 03-5662-9011

or

熟年相談室
(地域包括支援センター)

19

身体拘束廃止に向けた取組みについて

介護保険施設等においては、身体拘束が原則禁止されています。

身体拘束を事故防止策として安易に正当化することなく、高齢者の立場になってケアを行うという基本姿勢の下で、高齢者の自立支援に向けたサービスの提供を行うことが求められます。

「身体拘束ゼロへの手引き」は、具体的な事例に対する工夫のポイントや考え方等も記載されています。高齢者の介護に関わる人は必ず読んで、内容を理解しておくようにしてください。

身体拘束ゼロへの手引き

●高齢者ケアに関わるすべての人々●



20

「緊急やむを得ない場合」の考え方

「緊急やむを得ない場合」として身体拘束が認められる例外3要件

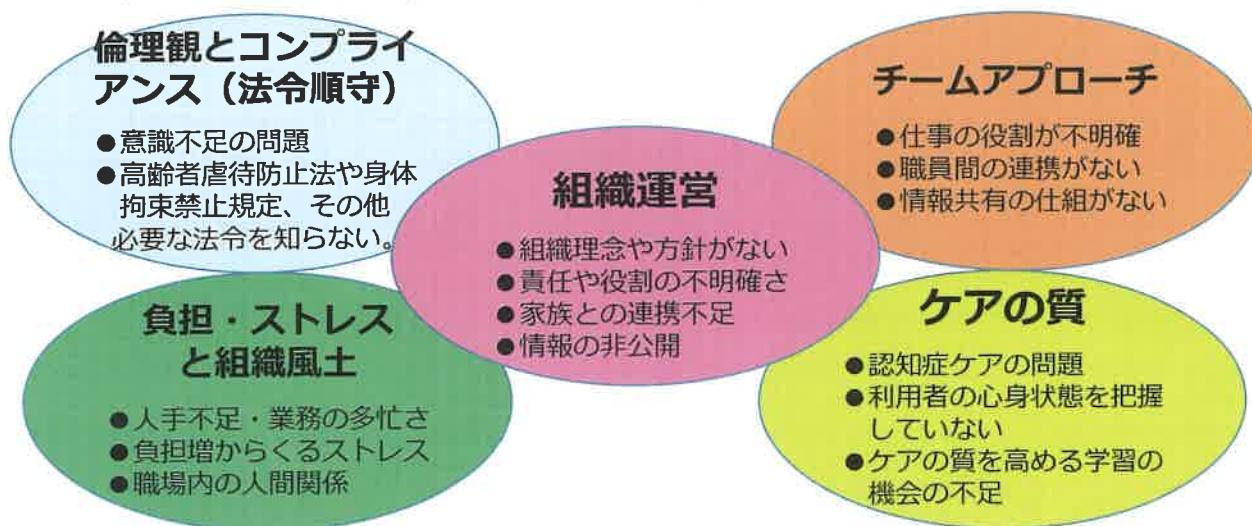
切迫性	利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

更に、上記に加え、以下のような適正手続きが求められる。

- 個人ではなく組織として判断（「身体拘束廃止委員会」等での検討）
- 本人や家族への説明（目的、方法、時間帯、期間詳しい説明が必要）
⇒ 「家族の同意」があれば、例外3要件が必要ないということではない。
- 観察と再検討による定期的再評価 ⇒ 必要なくなれば、速やかに解除。
- 記録の義務付け（2年間保存）
- 在宅における本人の行動を制限する行為も身体拘束に該当します。医師や熟年相談室にも相談助言を求め、サービス担当者会議で検討し、身体拘束せざるを得ない場合はケアプランにも明記、継続的に解除への取組を行ってください。

21

高齢者虐待の背景要因



22

虐待の未然防止

未然に防止するために求められること

- 養介護施設等が自ら企画した研修を定期的に実施すること
- 苦情処理体制が施設長等の責任の下、運用されること
- メンタルヘルスに配慮した職員面談等を組織的に対応すること
- 業務管理体制を常に自主的に点検し、必要に応じ、体制の見直しや運用の改善に努めること

厚生労働省老健局長通知（平成27年11月13日老発1113第1号）

23

2.(1)④ 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ

令和3年度介護報酬改定における
改定事項について(厚労省)

概要

【全サービス（無資格者がいない訪問系サービス（訪問入浴介護を除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く）★】

- 認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。【省令改正】

その際、3年の経過措置期間を設けることとともに、新入職員の受講についても1年の猶予期間を設けることとする。

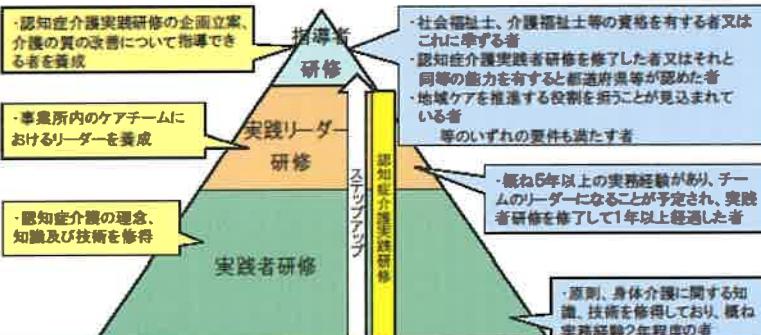
(令和6年4月1日より義務化)

(参考)介護従事者等の認知症対応力向上の促進

【認知症介護指導者養成研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修】

研修の目的

受講要件



【認知症介護基礎研修】

新任の介護職員等が認知症
介護に最低限必要な知識、
技術を修得

【目標】
介護に携わる全ての職員の
受講

12

24

4.(1)⑦ ハラスメント対策の強化

令和3年度介護報酬改定における
改定事項について(厚労省)

概要

【全サービス★】

- 介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策を求めることがある。【省令改正】

基準

- 運営基準（省令）において、以下を規定（※訪問介護の例）

「指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。」

※併せて、留意事項通知において、カスタマーハラスメント防止の方針の明確化等の必要な措置を講じることを推奨する。

(参考) ハラスメント対策に関する事業主への義務付けの状況

- ・ 職場におけるセクシュアルハラスメントについては男女雇用機会均等法において、職場におけるパワーハラスメントについては労働施策総合推進法において、事業主に対して、事業主の方針等の明確化や相談体制の整備等の雇用管理上の措置を講じることを義務付けている。（パワーハラスメントの義務付けについて、大企業は令和2年6月1日、中小企業は令和4年4月1日から施行（それまでは努力義務））

- ・ 職場関係者以外のサービス利用者等からのハラスメントに関する方針。

- ① セクシュアルハラスメントについては、指針において、男女雇用機会均等法（昭和47年法律第113号）において事業主に対して義務付けている雇用管理上の措置義務の対象に含まれることが明確化された（令和2年6月1日より）。

- ② パワーハラスメントについては、法律による事業主の雇用管理上の措置義務の対象ではないものの、指針において、事業主が雇用管理上行うことが「望ましい取組」のとして防止対策を記載している（令和2年6月1日より）。

職場におけるセクシュアルハラスメント

- 職場において行われる性的な言動に対する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受けるもの又は当該性的な言動により労働者の就業環境が害されるもの。

派遣労働におけるパワーハラスメント

- 職場において行われる「優越的な関係を背景とした言動であって、ii 業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、iii 労働者の就業環境が害されるものであり、i からiiiまでの要素を全て満たすもの。

115

25

6. ② 高齢者虐待防止の推進

令和3年度介護報酬改定における
改定事項について(厚労省)

概要

【全サービス★】

- 全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】 (令和6年4月1日より義務化)

基準

- 運営基準（省令）に以下を規定
 - ・ 入所者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない旨を規定。
 - ・ 運営規程に定めておかなければならぬ事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加。
 - ・ 虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない旨を規定。
 - 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
 - 虐待の防止のための指針を整備すること
 - 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること
 - 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

(※3年の経過措置期間を設ける。)

159

26

◆不適切なケアを放置していませんか？

不適切ケアの放置は、虐待を生むことにつながりかねません。
虐待を防止するためには、不適切なケアを早期に気づき、掴み取っていく事が極めて重要となります。

虐待に該当するかどうかだけに着目してケアの内容を改めるのではなく、不適切な点は小さな芽のうちから改善を図る必要があります。組織全体の課題として認識し、解決に向けた議論を行っていくことで、より良いケアの実現を目指しましょう。

27

最後に

高齢者虐待防止法は高齢者の権利利益を擁護することが目的です。

虐待を防止するためには、個人と組織の両方が正しい知識と高い意識を持って、一丸となって取り組むことが必要となります。

個人として、組織として「何ができるか」今一度検討していただき、ケアの質を向上できる取組みを進めてください。

今後ともご協力のほどよろしくお願いいたします。

<お問い合わせ>
福祉部介護保険課指導係
03-5662-0892